

議案第56号

朝来市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
朝来市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和6年8月28日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

第2次朝来市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した枚田岡荘第2団地の1棟を廃止し、戸数を減ずる等するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市営住宅条例の一部を改正する条例

朝来市営住宅条例（平成17年朝来市条例第212号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
（同居等の承認） 第13条 （略） 2・3 （略） 4 市長は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族等以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、第1項の規定による承認をすることができる。 （入居の継承） 第14条 （略） 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、<u>前項</u>の承認をしないものとする。 （1）～（4） （略） 3 前条第4項の規定は、<u>前項第1号、第2号及び第4号</u>に規定する承認について準用する。 （家賃に対する助成） 第16条 （略） 2 前項の助成は、<u>前条</u>の規定により定めた家賃の額から入居者の負担能力を勘案して規則で定める額との差額を当該家賃から減額することにより行う。	（同居等の承認） 第13条 （略） 2・3 （略） 4 市長は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族等以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、前項第1号、<u>第2号</u>の規定にかかわらず、第1項の規定による承認をすることができる。 （入居の継承） 第14条 （略） 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、<u>同項</u>の承認をしないものとする。 （1）～（4） （略） 3 前条第4項の規定は、<u>第2項第1号、同項第2号及び同項第4号</u>に規定する承認について準用する。 （家賃に対する助成） 第16条 （略） 2 前項の助成は、<u>第15条の3</u>の規定により定めた家賃の額から入居者の負担能力を勘案して規則で定める額との差額を当該家賃から減額することにより行う。

3～5 （略）

（使用許可）

第50条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省令・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が普通市営住宅を使用して同令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、普通市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、普通市営住宅の使用を許可することができる。

2 （略）

別表第1（第3条関係）

種別	名称	位置	建設年度	構造	戸数
普通市 営住宅	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	枚田岡荘第 2団地	朝来市和田 山町枚田岡 729番地1	昭和51	簡耐2 F	<u>4</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

3～5 （略）

（使用許可）

第50条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省令・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が普通市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、普通市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、普通市営住宅の使用を許可することができる。

2 （略）

別表第1（第3条関係）

種別	名称	位置	建設年度	構造	戸数
普通市 営住宅	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	枚田岡荘第 2団地	朝来市和田 山町枚田岡 729番地1	昭和51	簡耐2 F	<u>6</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。